

令和6年4月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年4月30日（火）午後3時00分から午後5時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 11人

推4番	梶原 知子	推5番	松田 和久
推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
推16番	齋藤 知彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 23番 二村 喜子

(2) 推進委員 7人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推6番	赤羽 武史
推11番	田中 孝人	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第1号～6号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……（議案第7号、第8号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第9号～第17号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第18号～第23号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第24号～第37号）

- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第38号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第39号～第42号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 地域計画の目標地図作成に向けた方針について
- イ 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和6年2月受付分）

(2) 議 案

- ア 令和5年度松本市農業委員会業務報告……………（議案第43号）
- イ 令和6年度松本市農業委員会業務計画（案）……………（議案第44号）

(3) 報告事項

- ア 農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	主 事	加藤 悠希
		農 政 課	課 長	丸山 行康
		//	課長補佐	川村 昌寛
		//	主 査	望月 優
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加
		松本農業農村支援センター	課長補佐	寺戸久美子
		//	技 師	野本 泰洋

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 18番 齋藤 勝幸 委員

19番 橋本 実嗣 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いたします。

今月の新規就農者は個人の方2名です。

まず1番、〇〇〇〇さん、住所地は旧市開智地区、農地所在地は中山地区、2筆、44.41アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブロッコリーとコーン、出荷先はJA等を予定されています。ブロッコリーとコーン合計で販売額約140万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人と配偶者のお二方、地主からの指導によりまして技術や知識を習得されるようです。今後は規模拡大を予定されています。議案は別冊2ページ、18番と19番です。署名は中山地区、太田農業委員及び旧市地区の小林農業委員よりいただいております。

続きまして、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在ともに里山辺地区、3筆、23.94アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農で、栽培予定はサツマイモ、大根などの野菜です。別冊議案の2ページ、33番に該当いたします。署名は里山辺地区、中川農業委員及び山辺地区の中野推進委員よりいただいております。

今月の新規就農者は以上です。よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元の委員から補足説明をお願いします。

1番、太田委員、お願いします。

太田農業委員

本当に一生懸命やって、全く問題ないと思います。
以上です。

議 長

続きまして、2番、中川委員、お願いします。

中川農業委員 兼業の方であります、一生懸命やっておられると思います。
ちなみに、3筆のうちの1筆は、つい前年まで遊休農地でありました。こ
こが1つ解消できたということもよかったと思います。
以上です。

議 長 それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしく申し上げます。
議案の説明に入る前に、人事異動に伴って、農政課で新しく担当になる職
員が入りましたので、すみません、この場をお借りして少しご挨拶させて
いただければと思います。

倉科（農政課）主事 四賀地区地域づくりセンターから農政課に本年度異動になりました倉科
愛加と申します。よろしく申し上げます。

城生（農政課）主事 それでは議案の説明をさせていただきます。
着座にて失礼いたします。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第1号です。
合計を申し上げる前に、議案に訂正がございますので、お手数ですが、ご
一緒にご確認をお願いいたします。
議案6ページの農用地利用集積計画一覧表、所有権移転関係というものの
合計欄の筆数ですが、お配りしている議案のほう、「5筆」となっており
ますが、正しくは「6筆」となります。申し訳ございません。訂正をよろ
しく申し上げます。
また、そこと併せまして、最後の合計欄も、資料の20ページの合計欄、
この部分の合計欄ですね。所有権移転の筆数が同じく「5筆」となっており
ますので、こちらも「6筆」に訂正をお願いいたします。
そこと併せて、最終の合計の筆数が1筆変わりまして、「518筆」とな
っておりますが、「519筆」が正しくなっております。申し訳ございま
せん、訂正をよろしく申し上げます。

それでは、合計申し上げますので、同じく20ページ、合計欄をご確認ください。

合計、一般、筆数166筆、貸付け86人、借入れ52人、面積24万3、
985平米。

経営移譲、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積5、504平米。

所有権の移転、筆数6筆、貸付け3人、借入れ2人、面積5、741平米。

第18条2項6号関係、筆数26筆、貸付け19人、借入れ4人、面積4
万3、561.88平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数165筆、貸付け
103人、借入れ1人、面積26万6、624平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数154筆、貸付け

1人、借入れ61人、面積24万5,069平米。
合計、筆数519筆、貸付け214人、借入れ122人、面積81万484.88平米です。
議案第1号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺いますので、よろしく
お願いいたします。
議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画決定の件について上程いた
しますが、本件は委員の関係する案件になりますので、農業委員会法31
条の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第2号です。
別冊資料21ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積960平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数1筆、貸付け1人、
借入れ1人、面積4,021平米。
合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ、2人、面積4,981平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第2号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありまし
たら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
三村委員の入室をお願いいたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員の関係する案件になりますので、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第3号です。
同じく21ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,435平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第3号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして全委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件も原案どおり決定することといたします。
橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も同様、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第4号です。
22ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,563平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第4号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、同様、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きますして、議案第5号です。
同じく22ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,566平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第5号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きますして、議案第6号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、同様、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きますして、議案第6号です。
資料23ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,405平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第6号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件につい
て上程いたします。
農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きます、議案第7号です。
24ページご覧ください。
同じく合計のみ申し上げますので、合計欄ご覧ください。
合計の貸付け人数が17名で、筆数が21筆、面積が3万3,014平米
に対し、借受け者が7名です。
議案第7号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から意見、質問等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

議長 続きまして、議案第8号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第8号です。
25ページご覧ください。
合計申し上げます。
貸付け人数1名、筆数1筆、面積300平米に対し、借受け人数1名です。
議案第8号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第9号から17号 農地法第3条の規定による許可申請
許可の件、9件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局の麻生です。
着座にて失礼いたします。
それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第9号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第10号と11号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第12号は、隣接農地と一体利用のため、所有権を移転するものです。
議案第13号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第14号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
めくっていただきまして、議案第15号ですが、本日の総会前に申請者から
取下げ申請書を受け付けましたので、取下げとなりましたので、ご承知
おきください。
続きまして、議案第16号は、農地保全のため、所有権を移転するもので
す。
議案第17号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料
として、新規就農者の情報を3ページに掲載しております。
なお、3ページの新規就農者の情報のうち、3番については議案第15号
の申請人となりますので、3番は除いてご覧ください
以上、取り下げのあった議案第15号を除く計8件につきまして、農地法
第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えます。
ご審議お願いいたします。

議長 これから地元の委員の方のご意見を伺うわけですがけれども、これ以降、簡
潔、できるだけ手短にお願いいたします。
それでは、地元委員の方から意見をちょうだいいたします。
議案番号9号、小林委員、お願いします。

小林農業委員 せんだって、先週の金曜日でしたか、現地を確認してまいりました。場所
は市街地に囲まれた中で、田を主体に〇〇〇〇に取り組んでおいでたとい
うことが印象的でございました。市街地に囲まれた中で〇〇〇〇を目指す
というのも、なかなか努力が要るなということでございましたけれども、
近所でも評判の田んぼであったということで、農地の維持には一石を投じ
ているなということでございます。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
以下、着座のままで説明をお願いいたします。
10番、濱委員、お願いします。

濱農業委員 〇〇さんですが、これ、島立の〇〇にある〇〇という〇〇の〇〇でござい
ます。当該農地がその〇〇の隣接にある農地でございまして、南側に恐ろ
しく高いイチョウの木がありまして、非常に日影になる、田んぼとしても
よくないところでございます。〇〇でちょうど〇〇〇にちょっと部屋とい
うので、今回はそっちのほうは出てきませんが、その田んぼの北側のほう

へ農地でということで、この〇〇さんの親は農家やっておりましたが、〇〇さんはやっているのは見たことあるけれども、本格的にやるのは初めてですが、畑みたいなものはちょこちょこやっておりますので、大丈夫かと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、11号、神林、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 ここに新規就農者というふうに書いてはあるんですけども、実際にはこの〇〇さんは親戚の方で、この〇〇さんのお父さんが今まで耕作されていたという、その場所を息子さんが買うということで、一応新規就農者になったけれども、近くにおやじさんがいるということで、農機具から始まって機材全部ありますので、大丈夫だと思います。

議長 ありがとうございます。
12号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 ここの場所は、〇〇の北側に位置しているんですけども、今回隣接農地と一体利用ということで、もともと遊休農地になっていたところで、その隣接の〇〇さんが利用するというので、全く問題ないというふうに考えております。
それと、13番もいいですか。

議長 お願いします。

矢嶋農業委員 13番、空港東の関係ですが、4ページの地図をご覧ください、〇〇の入り口の真正面になります。ちょうど北側に駐車場あるんですが、これは以前からあったところで、まだこの地図上では〇〇が載っておりませんが、今回の丸印ついている北側が〇〇ということで、その駐車場のすぐ南側になります。農地保全ということで、お父さんから長男の方に贈与ということで、その畑見ましたけれども、きれいに耕されて、今後、息子さんが退職した後、本格的に農業をやりたいということでありますので、全く問題ないというふうに考えております。

議長 ありがとうございます。
議案番号14、今井であります。田中武彦委員、お願いします。

田中（武）推進委員 すみません、先日、会長の田中さんと一緒に見に行っていました。この〇〇さんという方は、4年ほど前に私のところで研修して、独立した新規就農者であります。新規就農ということで、自分の家を建てる土地を探していたところ、この地図にもありますように、〇〇という集落の中に

ある家があるんですが、そこのところを買おうということで、買ったんですが、それに土地がついていたというような形で、本当に5条ともその後関係があるかと思いますが、何の問題もなく、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、16号、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 この土地、〇〇さんは、多分10年くらい前からこの土地を借りて畑として使っていたんですけれども、売主の〇〇さんという方は、既に三才山にいて、〇〇のほうに越してきて、三才山にある家や、それから農地を全部処分したいということで、そのうちのこの〇〇番の1を〇〇さんが買い上げるということに成りました。長いことやってきているので、全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、17号、会田、久保委員、お願いします。

久保農業委員 〇〇さんは〇〇に住んでいまして、これ、新規就農、贈与ということになっていますが、〇〇さんができなくなりましたので、古民家から全て〇〇さんが引き継いで、実質的には荒廃した農地を農地として保全するという事なので、お願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通じまして、推進委員の皆様を含めまして発言のある方はよろしくをお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第9号から14号、議案第16号及び17号について、原案どおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第18号から23号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、6件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局、加藤です。

着座にて失礼します。

議案書の4ページをお願いいたします。位置図も併せてご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第18号、転用目的、祠です。

議案第19号、転用目的、住宅敷地です。農振除外済みの案件です。

議案第20号、転用目的、住宅敷地（進入路、浄化槽）です。

議案第21号、転用目的、住宅敷地、農作業所、農業用倉庫です。

議案第22号、転用目的、住宅敷地です。

これまでの案件については、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第23号、転用目的、住宅敷地（家庭菜園）です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いたします。

議 長

それでは、地元の委員の意見を伺います。

議案第18号から順次意見を申し上げます。

18、濱委員、申し上げます。

濱農業委員

写真見ていただきますと、そこに祠ありますけれども、かなり前からこれはずっとあって、地元の方も講を作ってお参りして、お祭りをしているようです。このまま存続していただけないということですので、やむを得ないかと思えます。

以上です。

議 長

19号、柳澤委員、申し上げます。

柳澤農業委員

この写真をご覧になっていただくと分かるんですけども、正面に〇〇さんの住宅があって、その脇のここに、離れたところに住んでいるお子さんが、時々帰ってくるときに駐車スペースがないということで、大分前からそんな利活用していたようです。それから、母屋の右手の奥のほうに小さな小屋が見えるんですけども、これは物置ですね。ここも含めて、一応今回許可申請を追認案件として申請を申し出てきました。

以上です。

議 長

それでは、20号、久保委員、申し上げます。

久保農業委員

この写真を見ていただくと、この手前に国道143号線が走っておりまして、〇〇さんのお父さんと関係が、ずっと〇〇業、〇〇業をしております

て、もう何十年も前からここは全部資材置場とか云々になっておりましたので、その奥に見えるのが新しく〇〇さんの相続した家であります。結果論からいくと、もうやむを得ないかなということで、承認していただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。
じゃ、21号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 場所は〇〇公民館から〇〇に〇〇メートルほどの〇〇集落内の一角で、居住区域としては最も山沿いの場所になります。当該農地は、所有者であります故人の母が昭和40年から50年頃に自宅と地続きで使える倉庫や物置を建築して使用していたところ、建物の一部が農地に越境していたりしていますが、農地法の手続きは取られておらず、今回事実関係が判明したことを受けまして、違法状態を是正するものであります。いずれも農業の用途に供されておりますので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
22号、23号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 12ページの写真を見ていただきまして、四角に囲ってあります手前が一応農地で、いろいろ作付をしております、ちょっと見づらいんですが、すごい段差がありまして、実際に父親の時代にそこは宅地にしてあるような内容だったんですけれども、何か手違いで、今回航空写真等を見たら、農地ということでもありますけれども、本人、父親から相続した後、そんなことも知らず過ごしておりました。ですから、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

23号もいいですか。

23号につきまして、ちょっとこの白い線違ひまして、同じ家なんですけれども、右のフェンスから石垣みたいなありますよね。それから車庫の向こうまでが一応申請農地であります。そして、その手前の花が植わっているところは、一応宅地になっておりまして、この農地のところだけ本当にうんと段差があります。だで、機械等入らないもんですから、宅地敷地として家庭菜園をしたいということでもありますので、やむを得ないじゃないかと思います。

以上です。

議長 ちょっと待って、加藤さん、お願いします。

加藤主事 すみません、ちょっと線を引き間違っているんですけれども、塩原委員おっしゃるとおりです。すみませんでした。

塩原（至）農業委員 このブロック塀がありますよね。そして、ここに小屋みたいなものがありまして、その向こうまでがこの申請地の三角の土地なんですよ。こっち側の手前というのは全然関係ないということですので……

議 長 ブロック塀の向こう側から小屋の裏までってということですか。

塩原（至）農業委員 そうそう。

議 長 三角である、それが当該地で、加藤さん、間違いない。

加藤主事 そうです、はい。申し訳ありませんでした。

議 長 いいですか。

それでは、現地を調査いただいた委員の方からご意見を伺います。

議案第18号から20号を倉科委員、議案21号を橋本委員、議案22号及び23号を倉科委員でお願いいたします。

倉科農業委員 では、議案番号18番ですが、古くからある神社の祠というものであり、やむを得ないと見てきました。

議案番号19番は、宅地と一体的に利用されている土地で、隣接農地とは高低差があり、連続性はないので、周辺への影響はないと考えられるため、やむを得ないと思います。

議案番号20番は、住宅への唯一の進入路であり、適法状態とするものでありますので、やむを得ないと判断いたしました。

橋本農業委員 議案番号21番ですが、事実関係が判明したことから、是正を行うものであり、やむを得ないと思います。

倉科農業委員 議案番号22ですが、宅地に隣接した庭の一部の僅かな面積の部分でありまして、農地としての利用は難しいため、やむを得ないと思います。

議案番号23につきましても、同じ方の内容でありまして、議案番号22と同様で、やむを得ないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、全体を通じまして、推進委員の皆様も含めまして質問、意見等あったら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、6件について

て、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第18号から23号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第24号から37号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、14件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

議案書の6ページをお願いいたします。

初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

議案第27号、土地の表示が「〇〇番3」となっていますが、正しくは「〇〇番3」となります。申し訳ありませんでした。

では、農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第24号、転用目的、特定建築条件付土地です。

議案第25号、転用目的、住宅敷地（通路）です。

議案第26号、転用目的、砂利採取です。なお、1年間の一時転用となっております。

議案第27号、転用目的、住宅敷地です。農振除外済みで、やむを得ないものとして追認の申請となっております。

議案第28号、転用目的、貸し駐車場です。農振除外済みの案件です。

議案第29号、転用目的、駐車場です。農振除外済みの案件です。

議案第30号、転用目的、駐車場です。農振除外済みの案件です。

議案第31号、転用目的、建売住宅です。

ページめくっていただきまして、議案第32号、転用目的、駐車場です。農振除外済みの案件です。

議案第33号、転用目的、通路です。

議案第34号、転用目的、農業後継者の別棟住宅です。

議案第35号、転用目的、住宅敷地です。農振除外済みの案件で、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第36号、転用目的、住宅です。

議案第37号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議 長 地元の委員の方の意見を伺います。
24号、25号、26号、堀内委員、お願いします。

堀内推進委員 議案24号ですけれども、これは〇〇の近くの小宮地籍の集落の中にありまして、周辺が住宅で囲まれております。これも転用はやむを得ないかなというふうに思います。

25号ですが、この24号を開発することで、隣接の裏側というんですかね、〇〇さんの入り口として、通路として住宅敷地を確保するものと。これもやむを得ないと思います。

それから、26号につきましては、これは〇〇の東側になるところですが、圃場整備地域で農振農用地ですけれども、砂利採取ということで、一時転用で、やむを得ないと判断します。

27号につきましては、これは間違っって住宅のブロック塀を農地に建ててしまったものということで、やむを得ないと思います。

以上です。

議 長 それでは、28号、29号、30号、濱委員、お願いします。

濱農業委員 28号と29号、ここは今、一時転用中の駐車場になっているところで、場所は〇〇線が国道と南のほうで交わりますが、そのちょっと東南の辺りのところですよ。〇〇さんと、それから〇〇でやっているのが5条で出たということですが、駐車場ですので、周りには影響ございませんけれども、農家の皆さんに多大な影響が出るのではないかなということ、ちょっと私としては承認しがたい案件です。こういうやり方でやれば、どこでも農転できるかという、そういう認識を持たれてしまいますと、特にこの周り、事務所幾つもあるんですが、駐車場ないんですけれども、どこでも駐車場、1台でも2台でもいいで欲しいという場所なんで、これが芋づるにこのやり方で増えていかなきゃいいかなというふうには考えております。

30号は、〇〇さんの工場の北西側の隅のところに畑がずっと残っておりまして、前から車を置いたり、資材を置いたりということはあったんですが、畑としての利用はなくて、名義が変わって、今度駐車場で使いたいということですので、これはもうあそこを畑で農地で物を作るというのは、非常に不可能かなというふうに思いますので、これは仕方のない、一連の会社継続の中でのことですので、致し方ないかなというふうには考えております。

以上です。

議 長 それでは、31号、32号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 31号、笹賀の〇〇の地域内の圃場整備のされてない集落内農地ということでありまして、ちょうどこの写真の左下のほうに3メートルの道路が走

っているということで、ご本人がもう高齢で、農業が続けられないということで、以前から買手を探していたということでありますので、集落内ということで、建て売りということでありますので、やむを得ないかなというふうに考えています。

それから、32号ですけれども、笹賀の奈良井川の東側の〇〇〇〇に接する農地ということで、ちょうどこの写真に載っている大きな建物の横ということで、この大きな建物の会社が規模拡大ということも含めて、従業員の駐車場が欲しいということで、ここを駐車場にするということでありますけれども、周りの農地に与える影響ないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、33号、34号、田中武彦委員、お願いします。

田中（武）推進委員 この33号の〇〇さんというのは、3条議案にも出てきた方で、前、農地と宅地を取得したところ、本来道路がなければいけないはずなのに、〇〇さんという人は道路をなくして、自分で舗装して、自分の農地に勝手にやっていたというようなことで、この際、ちゃんとした農地から転用しようということで、この奥にあるこのお宅は、すごくもう古い住宅でして、もう築40年以上たっているというようなことで、近い将来、建て替えるということで、道路がなければ家が建たらない土地ということで、致し方ないかと思えます。

それと、34号の〇〇さんですが、この写真が少し違っているかと思いますが、先日、田中さんと見に行ったときには、この後ろにあるハウスのほうだと思うんですが、違いますかね。

加藤主事 もう一度お願いできますか。

田中（武）推進委員 この白い線で囲ってあるところではなくて、この奥にハウスがありますよね。そこが、その地図だとそのような気がするんですが。

議長 どうですか、当該番地。

加藤主事 ちょっと確認してもよろしいですか。すみません。

田中（武）推進委員 いずれにしろ、この〇〇さん、息子さんで、今度結婚するということで、新居を建てるということで、何の問題もないかと思えます。よろしく願いします。

議長 それでは、ちょっと番地と位置図の関係が、ちょっと見てください。じゃ、続いて、後でそれ、確認します。

それでは、35号、36号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

議案35号ですけれども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、親戚関係にあるようで、隣接する宅地を〇〇〇さんが〇〇〇のほうから時々見えて、ご使用中だということであります。場所は、〇〇集落の〇〇〇〇を含む住宅団地の西側の端っこのほうになります。当該農地は、北側、写真見ていただきますと、四角い形状で示されておりますけれども、これ、左上から右下に向かって直線引いていただきますと、三角形の土地が2つということで、今回申請が上がってきているものです。北側及び西側が道路、東側が住宅、それから南側がこの〇〇〇さんの所有の宅地に面した狭小で、それぞれが三角形をした非常に100平米未満という小さな面積の農地であります。ちょっと農地としての利用は極めて困難な状況でありますのと、〇〇〇さんが相続受けた際には、既に現在の状況になっており、この三角形の一部は土地か利用事業の換地の際に、こちらに、道路の内側に張りつけたというような経過もあるようでございますので、その点勘案いたしますれば、周辺の農業に与える影響は低いので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

続きまして、議案36号でありますけれども、〇〇〇〇さんが住宅建設のため、父であります〇〇〇〇さん所有の農地を使用貸借により転用するという案件です。場所は、〇〇〇〇〇ドラッグのある〇〇〇交差点から〇へ400メートルほどの〇〇集落の一角になります。当該農地は1種農地でございますけれども、白地となっております。東側が道路、それから南側の一部が宅地、ほかは農地に囲まれておりますけれども、周辺の状況を確認いたしますと、それぞれの周辺農地はかなりの確率で宅地に囲まれている場所でありまして、農地としての広がりがない状況でございます。そのため、農地の利用上、周辺の農業に与える影響は少ないと考えられますので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、37号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 27ページの写真を見ていただきまして、ちょっと白いところを先ほど加藤さんに確認したんですけれども、白いところの向こうが家になっております。その家の裏が追認案件ということでありまして、裏は立木がありまして、それを伐採してありますので、問題ないと思います。

それで、この〇〇さんにつきましては、今まで〇〇〇〇でございましたが、それを解散いたしまして、本人が譲り受けるということでありまして、その際に、会社の所有しているものを購入しなきゃいけないということで、農地法第5条の転用に係る申請を出してきたということで、この手前のところは車庫とか、あと〇〇をやっておりますので、その作業場等でございます。別段問題ないかと思いますが、追認でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ここで、先ほどの議案34号の写真ですが、ちょっとカラー刷りで今、事務局からもらいましたが、ここ、田中武彦委員と確認しました。それが地図1、これが正解ということで理解していただければと思いますので、お願いしたいと思います。これはそういう前提でお願いしたいと思います。

それと、濱委員の地元の委員として承認しがたいというお話だったんですが、この件について事務局、コメントをお願いします。

加藤主事

事務局からご説明というか、補足させていただきます。

濱委員にご指摘いただいた点、2点ございまして、まずどれも同じようなやり方ができるのかというお話ですが、こちら、もともと農振地域、青地に含まれておりまして、最初の申請は、まず青地であったところを一時転用、3年間の期限つきで転用し、駐車場として利用していました。その間に圃場整備の土地改良事業8年間の間は農地転用等できないという制約が切れたので、今回の申請になっています。制約が切れた段階で、農振の除外の申請は出ておりますので、農振の除外は済んでいる状態です。

一時転用中に、じゃ農地転用を恒久、一時転用ではなく恒久的な転用をできていいのかというお話ですが、こちら、許可権者である長野県とも相談を重ねていまして、結論はできます。ただ、どの案件でもできるというわけではなくて、個別具体的な事情に応じて今回の申請となりました。

今回の申請の具体的な事情としては、一時転用期間中にやむを得ない事情で農振農用地である土地を一時転用して駐車場として利用していて、その3年間の間にほかの土地を探しておったんですが、ほかの土地が見つからず、恒久転用へと至ったという話です。

通常、一時転用ですと、原状回復解約書などを求めて、農地への復旧を求めてはいるんですけども、細かいことを言うと、じゃ原状回復を必ずさせなきゃいけないかということ、とても重い命令になりますので、著しく不経済な事情を鑑みて、一時転用中のものを一回農地に戻して、もう一度恒久転用を受けて、駐車場にもう一回転用事業を行うとなると、かなりお金がかかって、著しく不経済であるという判断の下、一時転用中で原状復旧せずに、今回の恒久転用の申請に至っているというやり方になります。

もう一点ですが、周辺がなし崩し的に農地の転でこういうやり方で行われてしまうんじゃないかというお話ですが、先ほども申し上げたとおり、個別具体的な事情を鑑みていますので、全て同じやり方ができるということはないです。

また、こちらは、農地法上の立地の基準なんですけど、第3種農地に該当しまして、第3種農地になりますと、こちらで適用したのが、〇〇〇〇駅から300メートル以内というかなり限られた条件の中の農地に該当していますので、農地法上は、第3種農地であると、原則許可の農地になります。ですので、立地的なことを考えると、周辺でもしかしたら同じ状況が取れば、同じような転用の条件にはなるかもしれないですが、一般要件等を

鑑みて、転用できるかどうかは判断するしかないのかなと考えます。

以上です。

議 長

いいですか。基本的に僕の理解だと、一時転用で農振除外しておいて、それをこの5条で出てくる。こういう方式がまかり通れば、ほかの事例でも、これに当該してしまって、むやみな5条申請になってしまうという懸念ですかね。

濱農業委員

一般農家の考え方としては、ずっと駐車場でこれからいっちゃんもんで、じゃうちもやるかという。それで、あの周り、まだ道の反対側ずっと農地なので、やろうと思えば幾らでも出せるんですよね、〇〇駅から距離見ると。南側のほうにも農地いっぱいあるし、だもんでそこら辺が懸念ですが、要は今度地区農振で蹴ればいいだけの話ですので、農地計画もありますので、これで線引いちゃえば、農家の納得さえ得られれば、そこは是正することができるし、農家の意向を聞きながら、あそこの一帯全部駐車場にしたいといえ、そういう方向でやるようにすればいいし、それはこれからの検討になりますけれども、見た人がなし崩し的に、じゃあ、じゃあって言われると、私も説明に困るしするもんで、ちょっとお伺いをただけで、分かりました。理解はできます。

議 長

ちょっと解せないけれども、むやみというのが一番やっぱり気になるところだが、やっぱり一見むやみに見えるけれども、白地であり、第3種農地という縛りの中で、これは原則許可というところだから、隣の田んぼの中へドンと出ても、それもこういう俎上にのせるかという、それは駄目だという基本的にはあるということの中から、ここへ出てきた案件という理解でいい。

加藤主事

はい、大丈夫です。

議 長

じゃ、そういうことですので、むやみっていうのには当たらない事例になる。ただし、明確にあるわけじゃなくて、許可権者の県との打ち合わせと、白地とか、第3種農地とか、その辺の整合性を取った中での5条で出てきたというふうに理解していただければと思います。

じゃ、それでは現地を見ていただいた委員の方からご意見を伺います。

議案第24号から29号を倉科委員、議案第30号から37号を橋本委員でお願いいたします。

倉科農業委員

議案24号ですが、集落内の一部であり、やむを得ないと思いました。

それから、議案25号、議案24号の隣接地でありまして、垣根の管理のための通路として利用したいということでありますので、やむを得ないと思います。

それから、議案26号は、地元の委員さんからもご説明ありました砂利採

取の一時転用でありますので、これもやむを得ないと思います。

議案27号につきましては、建物の一部等が越境している状態を是正するものでありますので、状況としてはやむを得ないと思います。

それから、議案28号及び29号、先ほど濱委員からもご懸念を示されておりましたけれども、当日現地見て回る中で、先ほど加藤さんから説明があったことを細かくお聞き取りさせていただきまして、第3種農地であるということを前提に、もうこれはやむを得ないというふうに判断してまいりました。

以上です。

橋本農業委員

議案30号ですが、これまでの経過もあり、第3種農地であるため、やむを得ないと思います。

議案31号、第3種農地であり、周囲も住宅地となっていており、やむを得ないと思います。

議案32号、住宅団地の隣接地で、会社の隣に駐車場を求めるものであり、これもやむを得ないと思います。

議案33号、宅地に入るための道路がない状況を改善するもので、やむを得ないと思います。

議案34号、本家に隣接し、道路、水路に囲まれた狭い農地であり、他への影響は少ないと考えられることから、やむを得ないと思います。

議案35号、状況としては、宅地の一部として換地されたと思われるため、やむを得ないと思います。

議案36号、農地として広がりがないため、やむを得ないと思います。

議案37号、会社の廃業により、元の所有者に戻すものでありますので、やむを得ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通しまして、推進委員の皆様も含めまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

じゃ、河西さん。

河西農業委員

先ほどの議案第28号、29号ですか、ちょっと分からない部分があったんでお聞きしたいんですけども、濱委員のご説明だと、農振はまだ除外されていないというふうに受け取ったんですけども、これから地区農振で蹴ればいいみたいなことをおっしゃっていましたが、除外済みなんですか。

濱農業委員

地区農振も通り、もう除外してあります。

河西農業委員

ああ、じゃもう農振は除外されているという理解でいいということですね。

濱農業委員 はい。

河西農業委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、14件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第24号から37号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第38号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事 議案書の10ページお願いいたします。

相続税の納税猶予の適格者証明承認の件についてご説明いたします。

議案第38号、寿にお住まいの〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

ご審議をお願いいたします。

議 長 地元の農業委員の河西さん、お願いします。

河西農業委員 畑として適切に管理されていることを確認してきました。

以上です。

議 長 質問、ご意見等ありましたら、全ての委員の皆様、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第38号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第39号から42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 議案書の11ページになりますが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてです。
議案第39号、井川城にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第40号、島内にお住まいの〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第41号、岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第42号、惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 議案第39号、じゃ地元の委員の方からご意見伺います。
小林委員。

小林農業委員 ちょっとよろしいですか。

議長 はい。

小林農業委員 議長さんにちょっとお願いなんです、採決の取り直しをお願いしたいのですが。
実は、議案第39号の地元委員の説明のところなんですけれども、誤って同じ苗字の議案第9号の〇〇さんのところのことを説明してしまいました。大変皆さんに申し訳なく思っています。

議長 ちょっと待ってください。もう一度お願いします。

小林農業委員 1ページの議案第9号、この方の面積がこれ、贈与で52平米なんです。この説明を私のほうで勘違いをしまして、いわゆる〇〇〇〇と言ってしまいましたけれども、そのとおりなんですけれども、これは、この議案第39号の説明でした。
どういうことかということ、同じ〇〇さんというお名前、四、五十メートルしか離れていなかったもんですから、私のほうで勘違いをしまして、確認のミスでこの発言をさせていただいてしまったもんですから、先ほどの議案第9号の採決を、正しい説明の上で、もう一度やり直していただきたいなと思って、お願いをしたいところなんです。

議長 それでは、続きまして議案第39号から審議するわけですが、今、小林委員からの説明によりますと、議案第39号の案件を勘違いして、議案第9号、〇〇さんのところを〇〇ということで説明してしまったということがあります。

それでは改めて、議案第9号について地元農業委員である小林委員から説明をお願いいたします。

小林農業委員 大変申し訳ないです。
議案第9号、井川城三丁目、お名前が〇〇さんという方でここに記載をされておりますが、面積が52平米ということで、15坪くらいです。これはきれいに整地をされて、私も確認をさせていただきました。問題ないと思います。

議長 それでは議案第9号について質問、意見等ある方は、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。推進委員の方も含めまして、質問、意見ある方、ありませんね。

じゃ、改めて農業委員の方にお伺いします。農地法第3条の規定による許可申請許可の件、議案第15号を除く全8件、承認される方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
それでは、議案第39号に戻りまして、地元の委員の方のご意見を伺います。小林委員。

小林農業委員 再三にわたり皆様方にはお世話をかけてすみません。
議案第39号です。〇〇さん、面積が2,158平米ということでございます。7反歩近くの面積なんですけれども、こちらは〇〇に取り組んでおいでて、問題ないと。納税猶予の場所ですけれども、市街地等に囲まれており、面積にも維持ということにも問題がないということで報告をさせていただきます。すみませんでした。

議長 ありがとうございます。
40号、堀内委員、お願いします。

堀内推進委員 位置図30ページのところにございます。7筆ありますが、1筆、小さい

丸のほう、これは市街化区域内の農地です。ここはもう既に耕起されて、田植えの準備が進んで、しっかり管理されております。

それから、あと残りの6筆ですが、この大きい丸のところにありまして、連担してあるところなんです。ここはもう麦が作付されて、しっかり耕作しているという状況でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、41号、中條委員、お願いします。

中條農業委員 先日、推進委員の西村さんと現地確認をしてきました。2筆あって、〇〇〇〇のすぐ北なんですけど、田んぼを耕作しているのを確認してきました。以上です。

議長 ありがとうございます。
42号、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 〇〇〇さんのこの7筆あるんですけども、当日、私が訪ねたときには〇〇〇さんはお仕事で留守だったんですけども、お母さんが現地を案内して説明してくれました。ここの〇〇〇-1と〇〇〇-5、ここはブドウ園で、きれいに整えられていました。そのほかは全部田んぼで、〇〇〇〇-3がこの25平米、これは狭い畑ですけども、あとは全部田んぼで、春起こしというんですか、田植えの準備をされていました。

ちょっとびっくりしたのが、ここを案内してくれたお母さん、〇〇〇さんのお母さん、八十二、三歳だと思えるんですけども、ご自身でトラクターを運転して息子さんに頼まれて耕しているんですよ。かくしゃくとした立派な女性でした。

以上です。

議長 見習いたいものですね。
それでは、議案第39号から42号まで、質問、ご意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお願いいたします。
久保さん。

久保農業委員 小林委員の議案第39号の件ですが、登記地目が山林と原野というのがありますけども、右のほうに。これは要するに農地じゃない。ここに載せなくてもいいんじゃないかと思うんですけど。

議長 加藤主事。

加藤主事 今、久保委員がご質問いただいた登記地目が農地以外ですが、これは納税猶予の対象地になるのかというご質問にお答えいたします。

農地台帳の登載の有無ということについては、登記地目が田畑であるということには限りません。現況が農地であれば、農地台帳に登載されているものもあります。ただ、現状の運用としては、地目を田畑に法務局のほうで変更してから、農地台帳の登載申請を行ってもらったり、協議をするなりという対応にさせていただいております。

今回の議案番号39号ですが、確かに登記地目、山林、原野ですが、農地台帳に登載されている農地として、納税猶予の適用地になっています。当初から税務署に確認済みですので、現況農地であれば、農地法第2条第1項に基づき、現況主義で農地としての状態を確認しているのです、問題ないかと考えております。

以上です。

久保農業委員

勉強不足でよく分かりませんが、四賀の田舎の中では、宅地に耕作している人もいるわけなんですよ。でも、あくまでもそれは宅地であって、幾らそこに何を作ろうが、地目は宅地なんだけれども、そういう解釈されると困るだけなんじゃないか。どう思っているか。

議 長

加藤主事。

加藤主事

今、久保委員がおっしゃっていただいた宅地内での耕作ですが、今回の申請にもありましたが、住宅敷地内で家庭菜園を営むということについて、何か農地法上制限があるわけではありません。ただし、住宅敷地内で家庭菜園を営んでいるということについては、地目が宅地であることが前提だと思えますけれども、参考で申し上げますと、課税については宅地課税になると思います。宅地課税ということをご本人が認識していて、お庭の中で家庭菜園を営んでいるというケースと、現況が農地で、農地台帳に登載されている土地で農業を営んでいくということについては、全く別の扱いになります。

久保農業委員

要は、私、一番これ、懸念しているのは、山林と原野という地目だったら、別に農業委員に関係ないわけじゃないかという頭があるわけですよ。だったら、ここへすぐ何を、倉庫を造ろうか、売ろうか、何で売ろうか、農業委員会の許可を得る必要はないわけでしょう。ただ、四賀と違って、井川城ですから、市街地の一等地ですから、四賀みたいに買手がなくて、坪1万円というのは桁が違うから、それは余談ですけども。そういうことは、だからこれを売買することは一切関係ないでしょう、我々農業委員には。その確認。

議 長

基本的には、理解だと、これ、税務署で、引き続き相続のこういう該当地ですから調べてくださいという、主体は税務署にあって、それは調べるといことで、ここで現状はどうだろうか、こうだろうかというのは、基本的に我々のテリトリーじゃないという理解でいいだね。

久保農業委員 いいですよ。

議長 うん。それは向こうから、だってその主体が、例えば税務署から、これを引き続き農業経営を行っている台帳はこれですよって提示されたから、我々はこういう職責があるからこれを調べるということで、それが山林であろうが、宅地であろうがという、それは我々農業委員としての業務とは、これも業務なんだけれども、それで許可権者は我々ではないということだと思いますが、そこをちょっと整備……加藤主事。

加藤主事 そうですね。

まず、今回ご質問いただいたそもそものところなんですけれども、登記地目が田と畑以外で農地台帳に登載されている農地というのは、この案件以外にもあります。それで、売買については、法務局で最終的に所有権移転がされるわけですが、今回は納税猶予のお話ですので、農業委員会の許可等の力が及ばぬところで売買での所有権移転がされるということについてはまた別問題だと思いますので、もしお勉強の機会があれば、研修等でお伝えしたいと思います。

それで、今回の納税猶予の件についても、農地台帳というのは、農地法の成立の当時から長年にわたって整備されているところですので、なぜ農地台帳に地目農地以外のものが登載されているかということ、分からないものがあります。

今回の議案についても、地目が農地以外のものが審議にかけていただいているんですけれども、農業委員会の事務局の回答ですけれども、地目が農地以外であっても、農地台帳に登載されていれば、手続で転用なり、納税猶予の証明が必要なり、農業委員会としての証明、許可を取る必要があると一律に回答しております。

今回につきましては、納税猶予の引き続きの証明になりますので、引き続いて証明を行うということであるので、今さら地目が農地以外であるからといって、農地台帳の登載の有無の疑義については問題ないかと私は考えております。

現況については、地元の委員の小林委員が確認していただいたとおりですので、皆さんには引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件についてご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 まあそういうことだね。3条と4条、5条とかは我々が職務上やらなきゃいけないんだけど、これはお願いされて証明するもんだもんで、それが例えば宅地を評価するというわけじゃないもんで、基本的にはそういう理解の下にこの仕事をやらさせていただくという多分理解だと思います。よろしいですかね。

久保農業委員 いいです。

議長 じゃ、そういう理解して、もし違ったら、また次の機会でも指摘してください。

加藤主事 はい。

議長 じゃ、そこ、また事務局で分かりやすくまた行くと思いますが、多分そういうことだと思います。

それでは、引き続き農業を行っている旨の証明願承認の件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第39から42号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局に報告をアからオまで一括お願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料13ページからご確認ください。

13ページ、非農地証明の交付状況の件、4件、めぐりまして、14ページから19ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、46件、20ページへ行っていただきまして、20ページから21ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、22ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、23ページから24ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた

します。

再開は、すみません、タイトな時間で、16時40分開始しますので、速やかにお願いします。

(休憩)

議長

お待たせしました。議事を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、協議事項ア、地域計画の目標地図作成に向けた方針についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

丸山課長。

丸山（農政課）課長 改めまして、農政課の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座で失礼させていただきます。

資料の25ページですかね、ご覧をいただければと思います。

地域計画の目標地図作成に向けた方針についてということでございますが、1の趣旨でございます。

こちら、本年度末を目途に作成を進めております地域計画につきまして、目標地図の作成方針を協議していただくものということでございます。

2の現状ですけれども、(1)にありますとおり、地元地域では、平成20年代に設置した獣害防護柵の内側が守るべき農地であるという認識がございます。

そのため、(2)にありますとおり、令和3年度に策定しました人・農地プランをベースに、地域計画の策定を進めているところでございます。

3番の目標地図の基本方針(案)でございますが、2番の現状を受けまして、農業委員会が作成する目標地図の素案は、従来どおり人・農地プランをベースとした地図としたいと考えております。

(2)にありますけれども、5月23日に開催予定の19市農業委員会協議会通常総会における協議事項に、農地転用の許可制限に対する「目標地図に位置づける農地の設定方法」というものを提案してございます。そのため、他市の考え方を把握するというところでございますが、これ、どういった内容かといいますと、今の法律の中で言いますと、農振除外の変更案の公告縦覧であったり、農地転用の申請というものを行うためには、まず地域計画の変更がその前に必要であるということになっておりますので、そうした場合、農振除外のほうは恐らく大きな影響ないかと思うんですけれども、農地転用につきましては、今、割と早くできているものが、間に手続が入ってきて、多少時間がかかってしまうというふうになる可能性がございます。そういったものもありますので、どういったことができるのかというところで、他市の考え方の把握、また(3)にありますとおり、地域計画の変更手続の方法の解釈を研究しまして、農地転用の申請者が不

利益とならないような方法を模索、検討してまいりたいと考えております。

(4)にあります、多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金等で支障が生じております農振白地につきましては、この地域計画に指定することによって、農振農用地への編入というものを積極的に図ってまいりたいと、このような方針で考えております。

説明は以上です。

議長 それでは、今、農政課課長のほうから概略というか、方針を説明されました。

全ての委員の皆さんにお伺いしますが、ただいまの説明について何か質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

それでは、倉科委員お願いします。

倉科農業委員 今説明ありました目標地図の関係ですけれども、これは従来どおり人・農地プランをベースとした地図としますということの内容が理解できないんですけれども、といいますのは、梓川におきましては、既に何回か担い手さんを集めて話し合いをした上で、全農家の方にアンケートを取って、5年後、10年後自分で作れなければ、誰かに貸せる予定ありますか。個人の名前を出していただける人は出してくれということでアンケートをもう取りまとめて、それを草田さんをお願いしまして、そのデータを基にした目標地図を梓川については作成していただいているんですよね。支所のほうに送っていただけるとのことだったんで、私、まだ中身見ていませんけれども、そうやって今まで進めてきている地域がありますので、この人・農地プランをベースとした地図というものはどういうものなのか、ちょっと理解ができないので、ご説明いただければと思います。

議長 じゃ、お願いします、川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 農政課の川村です。

今の倉科委員さんの質問にお答えします。これ、ちょっと表現が悪かったかもしれないです。農政課で検討する中で、先ほどうちの課長からも説明ありましたが、農振青については、除外するまでに1年間を要するという事で、地域計画の変更も容易にはいくと思うんですけれども、農振白地のところはどのようにということで懸念がございまして、その中で、地域全体、いわゆる倉科委員さんおっしゃるとおり、梓川でしたら、梓川全体を囲うというような地図にしようか、農振農用地だけを絞り込んでやろうかという議論がありました。

しかし、やはり先ほどの2の現状の(1)にもありますとおり、松本市自体が20年代に防護柵を囲って、防護柵を設置するときに、内側は守るべき農地けれども、外側はもう粗放的管理で致し方ないというような基本理念の下に柵を設置したところが多々、多くあると。やはり地域計画というものは、農地を守るという観点で、守るべき農地を指定するという事

ですので、防護柵の内側、つまり農地全体を地域計画のほうに定めていくということになります。ちょっと回りくどくなりましたが、倉科委員さんおっしゃったとおり、梓川地域における今までの作成方法は、そのまま続いていただいて構わないという意味で理解していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

いいですか。それぞれ実情に、19地域の19通りのそれぞれ目標地図が地域計画を含めてありますので、それはそれぞれの、トータル松本市なんだけれども、それ、画一的に、やっぱり中山間地もあるし、水田地帯もあるし、園芸地帯もあるし、交ざってところもあるというので、それぞれの地域対応のその特性に合った方法でやっていただくということがこの趣旨だと思いますし、用意ドンで始めるじゃなくて、それぞれ今まで積み重ねたところはそれでやってもらえばいいし、基本的には人・農地プランの途上形、完成形を母体とした中で、今度は地域に入ってつくり上げて、来年の3月までにはそれぞれが告示まで持っていくという趣旨だと思いますので、お願ひします。

塩原さん。

塩原（秀）農業委員 すみません、現状の（2）番で、人・農地プランを地域計画のベースに地域計画を進めていますということは、人・農地プランをベースにして計画を立てている方が誰かいると思うんですけども、それは誰ですかということと、人・農地プランを立てるときにも、やはり皆さんにアンケートを取って、同じ内容で、つくり方も同じですね。人・農地プランの場合は文章で書いている。今回の地域計画は、これは地図に落としている。内容については同じ内容なんですけれども、現状、これ、人・農地プランからもう年数もかなりたっているんで、アンケート等も取り直さなきゃいけないということで、計画の策定をした後で、もう一回アンケートを取るということを前回説明の中で聞いたんですけども、どうせ取るなら早く取って、人・農地プランの修正もかけた上で計画書を作り上げたほうが、素早く正確なものができると思うんですけども、なぜアンケートを早く取らないのかという、早く取っているところも2地区だけあるんですけども。

議 長

これ、どうですか。

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 まず1点目ですけども、人・農地プランを母体とした地図というのは、これは令和3年度に人・農地プランのアンケートを取りまして、いわゆる規模拡大、現状維持、縮小等々、これ、色分けした地図が既に農業委員会できております。いわゆる地域計画の策定の中で、農業委員会で、まず素案、目標となる地図の素案を作成してください。その後、その素案を基に地域で話し合っ、肉づけをしてください。いわゆる先ほど倉科委

員さんが梓川で進めているといった方式で間違いないと思います。

そんな中で、今、基本となるベースは、3色と無回答の1色の4色になりますが、そういったものの色分けした地図が全地区のものが作ってあります。それを基に進めていただきたいというのが1点と、アンケートの関係、これにつきましては、アンケートを取って、集約し直した市町村というのも実際に一部ございます。ただ、松本市は、去年の方針といたしまして、それではちょっと間に合わないのではないかという判断の下に、令和3年の人・農地プランの地図を基に、令和6年度の策定に向けて進み、そうはいつでも、塩原委員さんおっしゃるとおり、直近のデータというものはどうしても必要という中で、令和7年にアンケート調査を取って、地域計画の見直しを1年目からしていくと、そういった計画で進めていますので、ぜひともご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

よろしいですか。そういうことです。

うん。何しろ3月までで、それでまたリセットして、そういうふうにもたやります。

松田さん。

松田推進委員

基本方針はこれでいいと思うんですよ。ただ、4番目の白地の農地の取組の関係ですよね、取り込みの。正直言って、うちも、中山の関係見ても、白地の農地っていうのかなり多いんですよ。現状を見ると、白地になっているところはほとんどが荒廃地と言ってはおかしいけれども、優良農地とは言い難いところが多いです。

それを、ここには積極的に取り組むようなことを書いてあるけれども、逆に、必要のないような白地の農地は、もう守るべき農地から外すべきだと中山の場合は思っているんですよ。一応、我々もそのつもりで、この間、農地パトロールの関係も、それを基に今、チェックかけていますけれども、ただ、この表現が果たして、言わんとすることは分からないじゃないんだけれども、白地の農地の扱いをもう少し明確にすべきじゃないかっていうのを私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 すみません、まさにおっしゃるとおりでして、ここに書いてある白地の農地っていうものは、そもそも例えば中山間というより、一番は耕地課で所管している多面的機能支払交付金事業です。2つとも青地じゃなきゃできない事業なんですけれども、たまにエリアの中で、ぽつ、ぽつと白地が残っていて、白地があるために、ここは確実にエリア内なのにできないと。こういったものを何とかできないかというのは、昨年まで委員さんからも私、相談も受けていました。

そういった中で、これ、地域計画にすると、青地への編入ができるという

ような取り決めが今ございます。

さらに、国のほうでは、まだ、できる規定なんですけれども、積極的に地域計画で定めた白地は農振農用地に編入していきなさいという指導もございますが、今、松田委員さんもおっしゃったとおり、やはり荒廃地みたいになっているところをどうするか。いわゆる粗放的管理にするのかどうかというところで、ここはまだできる規定ですので、ここで言っているものは、先ほどの確実に事業達成のために支障になっているものは積極的に入れましょう。けれども、地域全体の白地については、今後明確な方針が出てきた段階でまた判断すべきでありまして、今の令和6年度末に地域計画を全部策定したとして、すぐに編入する、そういった考えは今のところございませんので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

基本的に地域性もあるで、一概に白地全部外すとか、入れるとか、そういうのはやっぱりさっきも言ったように、19か所の地域計画の中で、一概には今、言えないけれども、法律の立てつけについては、今、補佐が言ったような立てつけなので、それは事情に応じた中での弾力的運用だか、それは図っていかなきゃいけないと思いますが、基本的に法律の立てつけは、もう全部みんな集めてゾーニングから始めろと言うんだけれども、集めてはいいが、そんなことをやって、それ、成り立つかって、それが今考える最善の効率的判断の中で、今、農政課の担当のほうから言った（4）番の文言の書き方になってくるんで、その辺はやはり弾力を持っていけるといいう、地域の実情に合わせてということになるかと思ひますので、またご理解をまたお願ひしたいと思います。

中川さん。

中川農業委員

私もこの3の（4）の質問なんですけど、質問の中身をちょっと変えます。というのは、支障が生じている農振白地についてって、ちょっと意味が分からなかったんですけども、これ、例えば白地であっても、現況、多面的機能支払交付金を交付するに、現況として当てはまるけれども、白地であるがゆえに、交付金の対象にならない、そういうことですよ。これが質問やったんですけど、であるならば、私、実はすごく悔しい思いをしていたことがありまして、多面的機能支払交付金、まさに現況交付の対象になるであろうというところが、実は白だよということが分かったので、要は間違えて支払ってしまったので、3年かけて返してくれという話が現実にあったんですよ。ありました。これが実は耕地課の土地改良担当ですよ。

片や一方で、もう2年前の話になりますけれども、多面的機能支払交付金の対象農地、これ、農振の5年に一度の見直しってあったじゃないですか。その中にのせてくれというふうに私、ずっと言っていたんですよ。なぜかという、返せと言われる。白地であるがゆえに間違っ払っちゃうと。なので、5年に一度の農振の見直しの中に、この白地を青に変更してくれ

ということをお願いしとったんですが、耕地課、こっちの担当、それからこっちは当時の計画課担当、やっぱりないんですよ。なので、駄目ということになって、すごく悔しい思いをしたという経緯があるんですが、これを見ると、例えば当然ながら、この地域計画の中に入る農地です、当然ながらね。ブドウ園ですから、立派な。その後、農振農用地への編入を図りますってあるんだけど、本当に図ってもらえるのかなという疑念じゃないんですけど、あるいは逆にここを安易に言っちゃっていいのかな。落とし込んでいいのかなというような思いと両方あるんですが、どういうふうに持っていこうという方向なのか、ちょっともう一度伺いたい。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 基本的に、先ほど申し上げましたとおり、中川委員さんがおっしゃられるように、ぽつらんと真ん中が抜けていて、そういう支障が起きていることは事実です。そういった中で、今のところは、先ほどの回答と重複しますけれども、国のほうでは編入を図っていきなさいと言っているので、できる規定だと思うんですね。

その中で、これが5年に一度の定期見直しにするのか、いやいや、そうじゃないよと。もうちょっとスピード感を持って、随時見直しでいくのかというのは、今後、Q&Aとかも出てくる中で、どのタイミングでやるのがいいのか。それは地域計画の変更にも左右するのcaというところもありますので、必ずしもこれ、農振協議会にかけて農振というのは変わってきますので、この場で私が必ずやりますということは当然いきませんが、この基本方針にのっとり、できるだけそういうものを避けていこうと。

せっかく地域計画という制度ができた中で、農振も編入できる。じゃ、農業振興のために、多面的機能や中山間直接支払のほうをよりよくしていくというやっぱり相乗効果を図っていかなきゃいけないと考えておりますので、積極的に図っていくようには進めていきたいと思っておりますが、そのタイミングというものがいつがいいのかというのは、今後の詳細な法律のほうが出てきた段階でまた考えていきたいと思っておりますし、場合によっては、農振協議会等々でまたご意見をちょうだいしていくということになるかと思っております。

今のところで、確実にこのタイミングでこういうふうにしていきますというのは、ちょっと即答できないもので、そこら辺はちょっとご理解していただければ大変助かります。

以上でございます。

議 長 あんまり数多い事例じゃないとは思いますが、それでもできるだけそういうサポートしななきゃいけないと思うので、そういう個別の事例が当然地域の、19地域の中にいろいろ出てくると思うので、その辺、弾力性を持ってそこをやって、農振と多面的の関係とか、こういうところもありますので、またそれ、担当課の人たちと話してください。

ほかにありますか。
久保さん。

久保農業委員

時間が押し迫っているなので、簡単なお願いです。

5月15日に地域づくりセンター長の降旗センター長から、農政課のほうから多面的云々等の説明会に再度来てくれるという話を聞いております。

それはそれとして、現状(1)に書いてある獣害防護柵の内側が守るべき農地だと。おっしゃるとおりで、四賀も全部じゃないですけども、そのように防護柵やりました。現実には、やってないところからみんな鹿が来ていますんで、意味がないとは言いませんが、要はみんな各個人が電柵をやっております。電柵と防護柵とのあれはできないということは聞いております、農政のほうから。何とかならないかというお願いです。電柵を全部やらないとどうしようもないからというのが1つ。

それで、基本的に白の場合の青地というのは、ほとんど田んぼですね。プラス畑ですけども、畑は山際に関する畑は、もうどんどん、もう無理だというふうにしちゃいけないんですけども、していつています。どうしようもないです。〇〇〇〇さんやっているところはそこですから、それは全部鹿の餌になっています。そういうことはもう皆さんもご存じだと思いますけれども、何か考えてほしいという勝手な要望です。

以上です。

議 長

またリセットして考える。本当に考えなきゃね、そこはね。ただ、ここでお返しはしませんので。

久保農業委員

分かります。いいです。

議 長

ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、それではそれぞれ農政課から説明がありました。それぞれキャッチボールしましたが、ないようですので、本件については了承いただける皆さん、推進委員の皆さんも含めて挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

次に、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和6年2月受付分）の協議に入ります。

農政課から計画変更の概要などについて説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 農政課農業政策担当の望月と申します。よろしくお願ひいたします。

協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和6年2月受付分）をご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

松本農業振興地域整備計画の変更についてと記載された資料と変更申出位置図と記載された資料の2種類をもってご説明させていただきます。

では、松本農業振興地域の変更についてと記載された資料の1ページをご覧ください。

（1）変更案の概要についてですが、今回は軽微変更2件をご協議いただきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

経過は、資料に記載のとおり、今年の2月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

（3）の今後の予定も、資料に記載のとおりです。

今回の案件については、軽微変更案件であることから、本日ご了承いただいた後、完了公告と申出者等への通知がなされます。

以上でございます。

議 長 ただいま概要についての説明がありました。
ご意見、ご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 特にないようですので、次に進みます。
続いて、変更案の協議に入ります。
軽微変更についての説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料3ページをご覧ください。

（4）整備計画変更一覧表についてご説明いたします。

別冊の変更申出位置図も併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

番号1、梓川地区です。申出者は、平成15年頃に畜産を行っており、当時の梓川村から補助金を受けて堆肥舎を建設しました。その際に、農地法の手続等が必要であるとの認識がないままに、農業への影響を最小限とするため、既存の農業用倉庫の隣である当該地に建設をしたものです。現在は畜産は行っておりませんが、購入した堆肥の保管場所として現在も使用しており、農業経営に必要な施設であることから、是正を行うため、軽微変更を行うものです。申出者の所有地及び他者の所有地で建設地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみであったことから、申出地を選出

しました。

以上、堆肥舎として、敷地面積1,528平米のうち495平米を軽微変更するものです。

続きまして、番号2、波田地区です。申出者は、父親の代から農業を営んでおり、それに伴う農業用資材を多数所有しています。それら資材を収納するため、申出者の父親が昭和60年以前に当該施設を建設しました。当時は都市計画区域外であり、法令に関する認識が薄く、必要な手続を行わないまま施設を建設したものです。施設は現在も使用しており、営農に欠かせないものであることから、是正を行うものです。

申出者の所有地、その他の土地も検討しましたが、適地は申出地のみであったことから、農業用施設として、敷地面積278平米を軽微変更するものです。

以上、軽微変更2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ただいま軽微変更2件について説明がありました。
地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、全体の方で質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
軽微変更2件、773平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、承認いたしました。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。
小岩井局長。

小岩井局長 松本農業振興地域整備計画の変更（令和6年2月受付分）について、協議の結果の集約を報告いたします。
軽微変更2件、773平米につきましては、了承すると集約いたしました。
以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、令和6年度松本市農業委員会業務報告、議案第43号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

着座にて失礼いたします。

資料26ページになります。

令和5年度松本市農業委員会業務報告になります。

1、組織運営、(1)各種会議開催状況についてです。

こちらについては資料のとおりですので、ご覧いただければと思います。

(2)専門委員会の活動についてです。

農業振興委員会では、令和5年度松本市農業施策に関する意見書を作成しました。10月4日に市長に提出し、11月10日、市長との懇談会を行いました。内容としましては、急速に進む温暖化への対応と次世代の農業経営の研究について、市公共下水道浄化センターで発生する下水汚泥の肥料活用についての2項目です。

情報・研修委員会では、農業委員会だより95号、96号の企画・編集を行いました。

移動農業委員会の企画・実施を行いました。四賀地区における研修を行い、営農型太陽光発電施設の圃場視察と有機農業の実践者である梶原推進委員の圃場視察を行いました。

県外先進地視察研修の企画・実施を行いました。京のふるさと産品協会、錦市場に行きました。

資料は「国内」となっておりますが、「県外」に統一したいと思っておりますので、「県外」と訂正をお願いいたします。

27ページ、(3)系統組織との連携、協力、(4)農業関連団体との連携、協力については、ご覧いただきたいと思っております。

(5)研修機会の提供についてですが、記載のとおりとなっております。

(ウ)の県内先進地視察研修については、こちら、県外の誤りですので、訂正をお願いいたします。

28ページお願いいたします。

ブロック活動の推進についてです。

北東部ブロックでは、スマート農業など先進技術等の研修会、南部では、除草剤メーカーからの除草剤散布時期や方法についての研修会、河西部では、松本波田道路建設に伴う残地農地への対応、西部では、奈川地区でトウモロコシ栽培の実践を行いました。詳細は、ご覧ください。

29ページ、個別業務の実施、農地法などの法令業務の執行状況について。

農地の権利移動、転用、利用関係の調整等に係る案件取扱い状況について、昨年度は576件の申請について審査等をしていただきました。詳細は45ページ、資料6-1に記載してありますので、またご覧いただきたいと思っております。

イ、農用地利用集積計画決定の件について。

昨年度の実績は46ページ、資料6-2のとおりですので、またご覧ください。

ウ、無断転用防止活動及びその是正状況について。

無断転用の未然防止を図るため、農地パトロールを実施し、必要に応じて事情聴取及び原状復帰の行政指導を行いました。昨年度の実績は、違反89筆で、約10.4ヘクタールでありました。

続いて、30ページをお願いします。

遊休農地の発生防止、解消に向けた取組です。

経常的な農地パトロールを基に、7月から9月にかけて利用状況調査を実施し、11月には利用意向調査を対象者宛てに送付しました。

令和5年度の遊休農地の状況は、再生可能と判断される遊休農地は減少傾向が見られました。また、再生困難で山林化が著しい農地の非農地判断も積極的に進めていただきました。

32ページ、農業者年金の加入推進について。

11月から2月を加入推進強化月間として、新規加入推進に取り組んでいただきました。令和5年度の実績は8人でした。

(6)情報活動の推進については、記載のとおり取り組んでいただきました。ありがとうございました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました。

これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。農業委員会全体の運営に関ることなので、全委員に伺います。

議案第43号については、原案どおり承認することに賛成の全委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

次に、令和6年松本市農業委員会業務計画(案)、議案第44号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

引き続きお願いいたします。

47ページ、6年度業務計画（案）です。

1、基本方針ですが、遊休農地等、担い手の減少、耕作放棄地の増加などが課題で、最適化活動は農業委員会の重要な役割となっております。また、先ほどからお話があります人・農地プランに代わる地域計画の策定が今年度末までとなっております。農業委員会としては、地域計画の目標地図の素案の作成とその話し合いへの参加など、積極的に取り組んでいきたいというのが基本方針となっております。

その下の重点推進事項ですが、今申し上げた地域計画策定に向けた取組で、目標地図の素案作成、協議の場への参加となっております。

また、デジタル化へ向けての一步前進、また8月が委員改正になっていきますので、その対応となっております。

引き続き農地法等の法令業務の公正・適正な執行についてもお願いいたします。

48ページをお願いします。

(1)の各種会議の開催については、記載のとおりとなっております。

(2)専門委員会の活動については、委員改選がありますので、引継ぎ等よろしくお願いいたします。

農業振興委員会としては、委員改選がありますので、今年度は意見書は提出しない予定となっております。

情報・研修委員会では、農業委員会だより、先進地視察研修、松本市農業活性化シンポジウムの企画をする予定となっております。

48ページから49ページ、研修機会の提供ですが、8月以降、新しい体制になったところで委員研修会を行いたいと考えています。

ブロック活動の推進については、新しい事業を行うブロック、事業を継続するブロック、次期体制で事業を検討するブロックとなっております。また、詳細につきましてはご覧いただきたいと思えます。

50ページをお願いいたします。

個別業務の実施、法令業務の適正な執行については、引き続きお願いいたします。

51ページの(3)農政活動の推進についてですが、松本市長との農業情勢の懇談です。4月10日に予定されていましたが、8月の改選後に行う予定で、今、調整しています。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これに対しまして全ての委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

中川さん。

中川農業委員

ちょっと手短かに申し上げます。

新体制になってから、いろいろな研修を予定されておられますが、その中に、そのメニューの1つとして、2つ。1つは農業者年金、これの勉強会じゃないですけども、これ、何というところをぜひやったらいいかなというのが1つ。

2つ目は、農政課との勉強会、テーマはいろいろあると思いますので、これも新体制になってから、できるだけ早いうちに、お互いに、農業委員会と農政課ですね。ちょっといろいろ話す場があればいいなど。これ提案です。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ともかく次の体制ができたところで、速やかに役員会を開きまして、今、中川さんおっしゃったことも含めて、事務局から提案させてもらって、そこで検討して、また前に進むということになると思いますので、また局長、そういうことですので、よろしくご手配をお願いします。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

じゃ、それでは全ての委員の方にお伺いしますが、議案第44号については、原案どおり決定することに賛成の全ての委員の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、承認されました。原案どおり決定することといたします。

次に、報告事項のア、令和6年農業委員会事務局及び農政担当者の職員体制についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

別冊資料になります。別冊資料、報告事項6-(3)-アになっております。

こちらに農業委員会事務局、あと農政課、耕地課のそれぞれの事務分担表があります。別冊にしてありますので、持ち運びいただいて、必要なときに各課に連絡を取っていただきたいと思います。

以上です。

議長 質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長 55ページ主要会務報告になります。

この後、懇親会がホテルモンターニュであります。東庁舎前にマイクロバスがありますので、そちらにご乗車いただきたいと思います。お車で直接向かわれる方につきましては、駐車場の外に警備員がおりますので、そこでお声がけをしていただきたいと思います。

続いて、56ページになります。

当面の予定です。

こちらもご覧いただきたいと思います。欄外ですけれども、6月28日、定例総会がありますが、委員改選がありますので、その前に退任の記念写真撮影を予定しています。1時から大会議室になっておりますので、予定をお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そういうことで、資料のほうをまたご覧いただきたいと思います。6月28日の定例総会終了後、そういうことありますので、このときは推進委員の皆様も含めて、オールキャストで写真を撮るということですね。

草田係長 そうですね。

議長 そういうことですので、ぜひご都合をつけていただきたいと思います。それでは、以上で報告事項は終了しました。

つきましては、その他の項目に入ります。

それでは、農業農村支援センターから情報提供をいただきます。寺戸補佐、お願いします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 4月引き続きよろしくをお願いいたします。

ちょっとご紹介だけをお願いいたします。

4月から松本市を私と共に担当します野本という者、一緒に担当しますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

野本（松本農業農村支援センター）技師 野本泰洋と申します。4月から松本市を担当いたし

ます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 すみません、資料につきましては、またご確認いただければと思います。

来月、5月1日から農作業安全月間となりますので、皆様のほうでも農業者の方々への啓発をお願いいたします。

そのほかについては、ご確認いただければと思いますので、お願いいたします。

以上になります。

三村農業委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

三村農業委員 当面の予定の5月23日の現地調査なんだけれども、塩原至委員とやりたかったんですが、私、この日ちょっと無理ですので、次月に私は。この日、ちょっと代わっていただけるような調整をお願いします。

議長 じゃ、それは事務局でまた調整しますので、よろしくお願いします。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。草田係長。

草田係長 1点、田中から頼まれているものがありますので、お伝えします。現地確認アプリのためのブロック研修についてですが、今、委員さんの中でも習熟度に個人差があって、一律で行っても、最初からじっくり組みたい方と慣れている方では、一緒の時間だとちょっと物足りないかなということになってしまうと。それで、個別にご相談にありますので、操作も不安がある方については、直接田中までご相談くださいということです。そうはいつでも、ブロックみんなで一緒に研修をしたいというブロックございましたら、ブロック長さんから田中まで申し出ただければ調整をいたしますということですので、お願いいたします。以上です。

議長 そういうことで、あんまり、でも本庁に出て来いって言えば、なかなかおっくうですので、その辺も、ブロックの研修の折に田中さんに来てもらって、そういう該当の方は教わるとか、その辺も臨機応変をお願いします。ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 長い間ありがとうございました。これにて本日の議事終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 18番

議事録署名人 19番
